

厚木市制 70 周年記念ロゴマーク使用要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、厚木市制 70 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第 2 条 前条に定めるロゴマークとは、別紙のとおりとする。

(使用基準)

第 3 条 ロゴマークは、その使用目的及び内容が厚木市制 70 周年記念事業の趣旨に即したものであれば、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 厚木市（以下「市」という。）の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (5) 営利を目的とし、又はそのおそれがある場合。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関係している場合

(使用申請等)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ厚木市制 70 周年記念ロゴマーク使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務のために使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 厚木市制 70 周年記念冠事業取扱要綱において、冠事業の承認を得ている場合
- (4) 厚木市制 70 周年記念事業補助金交付要綱において、補助金の交付決定を受けている場合

(使用承認等)

第 5 条 市長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に厚木市制 70 周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書により通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に厚木市制 70 周年記念ロゴマーク使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

（使用承認期間等）

第6条 使用承認期間は、市長が認める場合を除き、令和8年1月31日までとする。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- （2）使用承認を他に譲渡し又は転貸しないこと。
- （3）デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- （4）ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- （5）ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- （6）商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、厚木市制 70 周年記念ロゴマーク使用承認変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- （1）この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- （2）申請に虚偽又は不正があったとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に厚木市制 70

周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、ロゴマークを使用した物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第11条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別紙 第2条関係

この要綱で定めるロゴマークとは、次のとおりとする。

1 ロゴマーク（カラー）



2 ロゴマーク（モノクロ）

